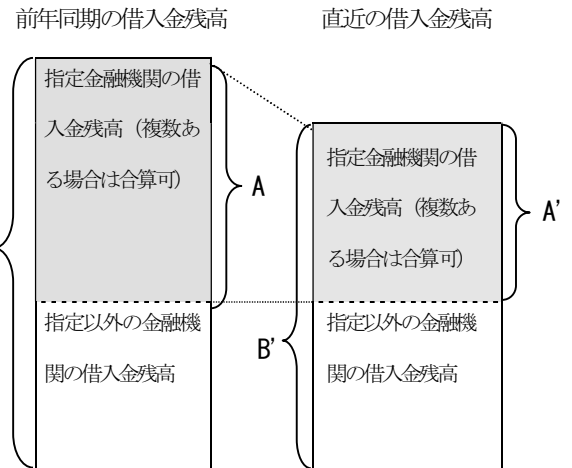


# セーフティネット保証7号にかかる特定中小企業者の認定のご案内

## 1 7号認定の対象となる方

次の①から③の全てに該当する方。

- ① 直近の「全ての金融機関」からの借入金残高の総合計額が前年同期に比べて減少していること[BからB'が下落している]。
- ② 経済産業大臣の「指定金融機関」からの直近、又は前年同期の借入金残高が、「全ての金融機関」からの借入金残高の総合計額に対して10%以上の割合を占めていること[B'(又はB)に占めるA'(又はA)の割合が10%以上]。
- ③ 直近の「指定金融機関」からの借入金残高が前年同期に比べて10%以上減少していること[AからA'の下落が10%以上]。



○「全ての金融機関」とは、下記の金融機関のことをいいます。

銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、農林中央金庫、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫、旧国際協力銀行）、(株)日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、保険会社、信託会社

○「指定金融機関」とは、経済産業大臣が指定する金融機関をいいます。（下記のホームページから確認できます※）

## 2 認定申請の流れ

- ① 必要書類をご持参いただき、名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課までお越しください。
- ② 要件確認の上、申請書をご記入いただき、必要書類等とともにご提出いただきます。
- ③ 交付日を記入した引換証をお渡ししますので、後日、改めてお越しいただきます。

対象となる要件が限られていますので、申請にお越しの際には事前に電話でご相談ください。

## 3 必要書類等

- 法人の場合、3か月以内の「登記簿謄本」の原本（履歴事項または現在事項全部証明書）  
個人事業者の場合、「確定申告書の控」の写し（表紙以外にも収支計算書や所得税青色申告決算書が必要です。）
- 「実印」（印鑑証明のとれる印鑑）及び住所、社名、代表者名等の入った「ゴム印」
- 法人の場合、決算書のうち直近1期分の「決算報告書」の写し及び勘定科目内訳のうち「借入金及び支払利子の内訳書」の写し
- 現在、又は前年同期に借入金残高のある全ての金融機関からの、直近（申請日の1か月以内）及び前年同期（直近の1年前の同日）の借入金にかかる「残高証明書」の原本（全ての金融機関からの「残高証明書」は同一基準日で揃えてください）

直近または前年のいずれか一方でも借入残高がある場合は、直近と前年の両方の残高証明書が必要です。（直近または前年に借入残高がなくても、借入金及び支払利子の内訳書に記載されている金融機関についても残高証明書が必要です。）

- 許認可等を必要とする業種の場合は、「許認可証」等の写し
- 必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

## 4 受付時間

午前9時から11時まで、午後1時から4時まで（ただし、土日祝日を除く）

- お問い合わせ先 名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課金融係（名古屋市中企業振興センター）  
千種区吹上2-6-3 中小企業振興会館6階（TEL：052-735-2100）

※[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_7gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.htm)（指定金融機関が確認できます）

（令和2年4月1日現在）

# 中小企業信用保険法第2条第5項第7号の認定申請にかかる借入金残高内訳書

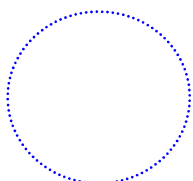
※ 本書類は、認定申請書の内訳書として提出いただくものです。  
 申請にあたっては、本書類の他、認定申請書、申請内容が確認できる書類等を提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

金融機関名		直近借入金残高 ( 年 月 日現在)	前年同期借入金残高 ( 年 月 日現在)
指定金融機関		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
	指定金融機関 小計	① 円	② 円
その他の金融機関		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
	指定以外の金融機関 小計	③ 円	④ 円
金融機関総借入金残高		⑤(①+③) 円	⑥(②+④) 円
1	指定金融機関借入依存度 $\frac{\text{①}}{\text{⑤}}$ 又は $\frac{\text{②}}{\text{⑥}} \times 100$	⑦ %	$\geq 10\%$
2	指定金融機関残高減少率 $\frac{\text{②}-\text{①}}{\text{②}} \times 100$	⑧ %	$\geq 10\%$
3	金融機関総借入残高減少率 $\frac{\text{⑥}-\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$	⑨ %	$> 0\%$

(添付資料)

- ・【法人】「登記簿謄本」(3か月以内の全部事項証明書)の原本、【個人】直近の「確定申告書の控」の写し
- ・【法人】決算書のうち直近1期分の「決算報告書」及び勘定科目内訳のうち「借入金及び支払利子の内訳書」の写し、【個人】直近の「確定申告書」にかかる所得税青色申告決算書または収支内訳書の写し
- ・申請日の1か月以内及びその前年同期に借入金残高のある全ての金融機関からの各時点での残高証明書の原本
- ・許認可証等の写し
- ・その他、必要に応じて申請内容が確認できる書類

年 月 日 上記の内容について相違ありません。



住所  
 企業名  
 代表者

印

(令和2年4月1日現在)